平成３０年（フ）第１５１号
埼玉県新座市東北２丁目７番18号　ｕタウンＣ棟101号室、旧住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15―803号
債務者　上田　　理
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
福岡県久留米市東町402番地２　ロマネスク東町905号、前住所福岡県久留米市通町106番地９　１Ｆ
債務者　荒川　充雅
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　知明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６号
石川県羽咋郡宝達志水町北川尻子31番地
債務者　濱谷　幸雄
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小蒿　秀臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第７６号
長野県小諸市大字滋野甲175番地６
債務者　高野工務店こと　高野　孝典
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　啓顕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２５２号
福岡県久留米市東町377番地９　スカイライフ天神203号
債務者　浅田　明男
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１４７号
横浜市泉区岡津町2780番地１　グリーンテラス四季203号
債務者　折戸　重樹
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米村　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７号
石川県加賀市七日市町イ22―２、住民票上の住所石川県白山市千代野東４丁目２番地14
債務者　中口　邦彦
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第９８号
富山県高岡市京田256、前住所東京都三鷹市新川４丁目４番15号　スカイパレスツカサ203
債務者　江守　一成
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村あずさ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１２７号
富山県高岡市放生津62番地４　スワンマンション203号
債務者　菊永　祐二
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延野　俊浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１６３号
札幌市白石区北郷１条７丁目４番20号　アーバンハイツパート２―201号
債務者　下田　尚弘
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９７号
札幌市白石区南郷通５丁目北５番20号　南郷マンション１号
債務者　蛯名富美子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０３号
札幌市北区新琴似12条14丁目１番１―205号
債務者　髙橋　信夫
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０８号
札幌市白石区栄通５丁目１番20―407号
債務者　内藤　　俊
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２５号
札幌市中央区南16条西７丁目１番21―２号　桜レジデンス101号
債務者　池田　泉美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３３号
札幌市東区伏古１条５丁目５番８号　鈴富マンション203号
債務者　小林加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部